

所得区分	自己負担限度額 外来（個人ごと）	自己負担限度額 入院+外来（世帯合算）
現役並み所得者 3 住民税課税所得 690 万円以上	$252,600 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 842,000 \text{ 円}) \times 1\%$ （多数回該当 140,100 円）	
現役並み所得者 2 住民税課税所得 380 万円以上 690 万円未満	$167,400 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 558,000 \text{ 円}) \times 1\%$ （多数回該当 93,000 円）	
現役並み所得者 1 住民税課税所得 145 万円以上 380 万円未満	$80,100 \text{ 円} + (\text{総医療費} - 267,000 \text{ 円}) \times 1\%$ （多数回該当 44,400 円）	
一般 1・2	$18,000 \text{ 円}$ （年間 144,000 万円上限）	$57,600 \text{ 円}$ （多数回該当 44,400 円）
低所得者 2 （注意 1）	$8,000 \text{ 円}$	$24,600 \text{ 円}$
低所得者 1 （注意 2）		$15,000 \text{ 円}$

（注意 1）低所得者 2・・・世帯全員が住民税非課税の人

（注意 2）低所得者 1・・・世帯全員が住民税非課税であって、かつ、世帯全員の所得が 0 円の人。年金所得は 82.65 万円を控除し、給与所得は 10 万円を控除して計算します。